

事業計画

1. 総務部門

(1) 規則等の検討・整備

規則や規程等について整備すべく見直し検討を行ってまいります。

(2) 会館における会員の利便性への改善

研修事業や相談事業の拠点として、会員の皆様がより利用しやすい会館づくりを進めてまいります。

(3) その他

苦情、懲戒請求、紛議調停申立への対応、新入会員の登録事務等につき適切に行ってまいります。

2. 広報事業

(1) 市町村広報のさらなる活用

平成23年度に掲げた「市町村の広報誌及びホームページの活用」という広報の基本方針を維持し、本年度はさらに市町村との連携を進め、市町村の広報誌及びホームページでの告知の充実を目指します。

また、奈良県下の全市町村のホームページで本会ホームページにリンクを貼ってもらうため、市町村へのリンク依頼のための訪問活動を行います。

(2) ホームページについて

ホームページへのアクセス数を増やすため、コンテンツ・内容を充実させます。

法教育委員会が行っている法律教室の活動や各種相談会の様子など、本会の取り組みについて広く知っていただく場となるよう、ホームページ全体のデザインについても検討を進めます。

(3) 会報について

まずは、定期発行に向けた編集体制を確立するための基盤作りを行います。会報が、会員相互の交流の場となり、さらに本会の活動内容を関係諸団体、広く市民の皆さまに知っていただくことを目的とし、紙面の充実に力を注ぎます。

(4) 会員通信について

新鮮な情報を新鮮なうちに会員に届けることを目標に、毎月定期発行いたします。

(5) タウンページについて

タウンページへの広告を引き続き掲載いたします。

(6) TV・ラジオを利用したCM広報について

本年度は、司法書士制度140周年でもあることから、前年度同様、近司連を契約主体とした漫才コンビ「ロザン」を起用したTV及びラジオ放送による司法書士制度のCM広報を行います。

(7) 相談会事業の広報について

例年と同様、各種相談会についてポスターやチラシを作成し、配布いたします。

(8) 「一日司法書士」について

8月3日が司法書士の日であることを広く知っていただくための広報企画として、本年度も「高校生のための一日司法書士体験」を実施いたします。

(9) 司法書士140周年の制度広告について

本年度が、司法職務制定から140周年を迎える記念すべき年であることから、集中的に司法書士制度に関する対外的な広報活動を行います。

3. 研修事業

(1) 研修事業

本年度も研修事業に関しては、研修委員会にて企画立案・実施いたします。

昨年度は、講師を招いての生講義はあまり実施することができませんでしたが、本年度は積極的に企画・実施していく必要があると考えております。

また、法務局研修や裁判所との研修会も開催していく予定です。

(2) 新人研修

平成23年度も奈良県司法書士会として独自に新人研修を開催いたしました。

昨年度は、前年合格したが受講できなかった希望者も対象とし、参加人数は10名になりました。講義形式あり、ゼミ形式ありで、内容の濃い研修の実施ができ、参加者アンケートにおいても概ね好評でした。本年度も引き続き実施する予定です。

(3) 研修単位不足会員ゼロへの取り組み

昨年度、DVD・オンデマンド視聴による研修単位の付与に関する条件を緩和し、その周知と利用促進を図るとともに、次の通り、本会会館開催及び独自開催以外の研修の充実強化を図り、年間12単位の研修単位をすべての会員が取得できるように努めます。

- ① 各支部、リーガルサポート、奈良青年司法書士会等と連携し、研修の共催をしていくことで、会員への研修の機会を増やします。
- ② 本会会館多目的ホール以外での研修会を開催し、遠隔地の会員にも研修の機会を増やします。

4. 相談事業

常設相談会の運営、生駒市、橿原市、桜井市、天理市、大和高田市社会福祉協議会、香芝市社会福祉協議会、法テラス電話相談センターへの相談員派遣を本年度も継続してまいりたいと考えております。

す。また、昨年度からは新たに奈良県立図書情報館での相談会を開始し、他の自治体、関係団体への相談員派遣、相談会への協力についても、要請があれば積極的に行っていきたいと考えております。

5. 市民支援事業

(1) 東日本大震災被災者支援事業

① 被災地への相談員派遣

甚大な被害故に震災後1年以上経過した現在も被災者の方々は悩みを抱え続けておられ、また時間の経過とともに新たな問題が生じていることが考えられます。昨年度から近司連が主催している宮城県多賀城市及びその周辺町村での「司法書士による無料法律相談会」に本年度も引き続き相談員を派遣します。また福島県相馬市、南相馬市他の相談会については地元司法書士会の要請があれば当会から積極的に相談員を派遣いたします。

② 奈良県に被災されている方への支援

被災地から奈良県に被災されている方は61世帯146人おられ（奈良県の発表）、当会では奈良県、奈良市や関連団体と協力し、被災地から奈良県に被災されている方への相談会開催等法的支援を行っていきたいと考えております。

(2) 成年後見事業

高齢化がますます進んでいる昨今の状況下において、成年後見制度の重要性は今後さらに増すばかりであります。また、高齢者に限らず、精神・知的障がい者や未成年後見を必要とする方たちも少なくありません。現在の成年後見制度への法改正から10年以上が経過しましたが、その市民への周知度はまだまだ不十分であり、私たち司法書士も専門職後見人として、より一層の貢献をする必要があります。また本年2月1日からは、成年後見制度支援信託制度の運用も開始され、家庭裁判所からの私たち専門職後見人に対する期待もより高くなっております。

当会では、これまでも（公社）成年後見センター・リーガルサポート奈良支部と連携して、成年後見事業を開催してきましたが、本年も同様に同制度の普及に繋がるように積極的に事業を展開していきたいと考えております。

(3) 自死問題対策事業

自殺委対策基本法や、自殺総合対策大綱が作成されて数年経過し、行政や民間団体により様々な取り組みがなされていますが、昨年度も自殺者は3万人を超え、未だ異常な事態は解消されておられません。私たち司法書士としても、多重債務問題や、貧困問題、高齢者問題等を抱える方々からの相談や依頼を受ける中で、この問題を見過ごすことはできない立場にあるといえます。そのような相談者・依頼者にどのように向き合うかは非常に大きな課題であります。

当会としましては、会員がこのような方々から相談や依頼を受けた際に活かしていただけるように各種研修会を開催し、関係各機関等との連携を深めることにより、より有益な情報を会員に届けられるように事業を展開いたします。

(4) 法教育推進事業

昨年4月に学習指導要領が10年ぶりに改訂され、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現

力などの育成の重視や、次代を担う子どもたちがこれからの社会において必要となる「生きる力」を身につけてほしいとの理念が示されました。このことにより、従来の高校生のみならず、中学生も視野に入れた法教育の取り組みに対する必要性がますます増大することとなり、この分野における司法書士への期待が高まることは疑いありません。当会としては、昨年度、数年ぶりに活動を再開した実績を基礎として、引き続き法教育委員会を中心に本事業を発展させたいと考えております。

具体的には、高校生を対象とした法律講座の実施実績を、昨年度実施の2校から大幅に増加（目標10校）させることを目指します。さらに、県下の中学校に対しても高等学校と同様の案内を送付するとともに、中等教育の教職員を対象とした、法教育に必要な法知識を身につけて頂くための教職員法律講座の実施も模索いたします。

ところで、本事業が計画通りに本格的な軌道に乗れば、講師の確保が困難となることが予想されます。そこで、本年度は会員より広く講師候補者を募集し、講師名簿を作成・整備いたします。

教材については、近司連教材バンクの利用により既存の教材を活用するとともに、独自の教材開発に積極的に取り組んでいく予定であります。また、その際、弁護士が実施する法教育との差別化についても研究を進めたいと考えております。

以上のような取り組みは、現職の学校教職員等と協力して進めることにより、より大きな発展が期待できます。そこで、県下の学校関係者との協力関係を構築する道を模索することも本年度の課題となります。

6. その他

- (1) 法務局との定期協議会を開催いたします。
- (2) 非司対策を行います。
- (3) 法改正への対応を検討いたします。
- (4) 日司連・近司連と連携した活動を行います。
- (5) 奈良県専門士業連絡協議会の活動を行います。
- (6) その他の関係機関との連携を行います。